公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事前審査型）を行います。

令和８年 11 月 17 日

収支等命令者
佐賀県健康福祉部長寿社会課長　山口　義徳

１　競争入札に付する事項
（１）委託業務名　令和８年度介護サービス事業所実態調査業務委託
（２）委託内容　　仕様書のとおり
（３）履行期間　　契約締結の日から令和９年３月１２日まで
（４）履行場所　　佐賀県が指定した場所

２　入札参加資格に関する事項
入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。
なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。
（１）過去３年間に、国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種業務の契約を締結し、適正に履行した実績を有する者であること。
（２）佐賀県内に本店を有する者又は県内に支店等（県内従業員比率が 50%以上又は県内従業員数が 50 人以上の者）を有する者であること。
（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
（４）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
（５）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県知事が別に定める手続に基づき入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
（６）開札の日の６か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
（７）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている

者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

（８）自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

エ　自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ　暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

３　入札手続等に関する事項

（１）担当課　佐賀県　健康福祉部　長寿社会課　介護人材担当（新館３階）

〒840-8570　佐賀市城内一丁目１番 59 号

電話　0952-25-7105

電子メールアドレス　kaigoshidou@pref.saga.lg.jp

（２）入札関係様式の交付期間及び方法

令和８年 11 月 17 日（火）から令和８年 11 月 26 日（木）まで佐賀県ホームページ（http://www.pref.saga.lg.jp/）に掲載します。

（３）入札者に求められる義務

ア　入札に参加しようとする者は、イに掲げる書類をウの期限までに、（１）の担当課まで持参又は郵送により提出してください。郵送による場合は、書留等配達記録が残る方法により「令和８年度介護サービス事業所実態調査業務委託入札参加資格確認申請書類在中」と封筒の表に朱書きし、提出期限までに必着とします。期限を過ぎて到着したものは受け付けません。

イ　入札参加資格確認申請に必要な書類

（様式１）競争入札参加資格確認申請書	１部
（様式２）同種業務の履行実績に関する調書	１部
（様式３）誓約書	１部
会社概要（パンフレット等）	１部

ウ　提出期限

令和８年 11 月 26 日（木）　17 時

提出書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならないものとします。また、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

エ　競争入札参加資格の確認結果は、令和８年 12 月１日（火）までに通知します。

オ　入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有すると認められた者が、通知の日から入札の日時までに、２に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合は、入札の参加資格を失うものとします。

（４）入札等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続等に関する質問については、（様式４）質問・回答書により、令和８年 11 月 25 日（水）17 時までに（１）の担当課に持参又は電子メールアドレスへ送信してください。電子メールで質問した場合は、必ず（１）の担当課に電話で到着確認を行ってください。

質問に対する回答は、県のホームページ上に令和８年 11 月 27 日（金）までに掲載します。

（５）入札及び開札の日時並びに場所

ア　日時　令和８年 12 月３日（木）　14 時～

イ　場所　佐賀県庁新館３階　31 号会議室

なお、変更する場合は、入札参加者に別途連絡します。

（６）入札書の提出方法

入札書を持参し、又は郵送してください。

入札を郵送で行う場合には、外封筒に「令和８年度介護サービス事業所実態調査業務委託入札書在中」と表書きし、内封筒に入札書を封入して書留等配達記録が残る方法で郵送してください。令和８年 12 月２日（水）17 時までに（１）の担当課に必着とします。提出期限を過ぎて到着した場合は無効とし、開封しません。

（７）入札方法に関する事項

ア　入札は、（様式５）入札書により、本人又はその代理人が行うものします。ただし、代理人が入札をする場合は、入札前に（様式６）委任状を提出してください。

入札者又は代理人は、本人確認ができるもの（社員証、運転免許証など）を持参してください。

イ　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ　入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭始に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は、頭始に「￥」の記号を、末尾に「—」の記号を付記してください。

（８）開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせて行います。

（９）入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるため、事前に（１）の担当課に確認してください。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることができません。

ア　参加する資格のない者

イ　競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ　当該入札について不正行為を行った者

エ　入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを出した者

オ　入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ　入札価格の記載において（７）ウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ　入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク　入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ　民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 号（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ　１人で２以上の入札をした者

サ　代理人でその資格のない者

シ　入札保証金を免除されない者で、入札保証金を納入しない者又は保証金の納入額が不足する者

ス　アからサまでに掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(11) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

ア　入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(12) 落札者の決定方法

ア　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ　予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

ウ　第一回目の改札の結果、落札者がないときは直ちに再度入札（第１回目を含めて３回を限度）を行います。

エ　再入札においても落札者がない場合は、再入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことができます。

（13）入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の書き換え、引き換え又は撤回することができません。

（14）入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までにはいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに（様式７）入札辞退届を提出してください。

4　その他

（１）入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（２）入札保証金

ア　入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成４年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 103 条第１項の規定に基づき、見積る契約金額の 100 分の５以上に相当する金額の入札保証金を納入してください。

イ　入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第１項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ｱ) 国債又は地方債　額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(ｲ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債　額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の８以内で換算して得た金額

(ｳ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。）　券面金額

(ｴ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から１月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額）

(ｵ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権　債権証書に記載された金額

(ｶ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証　その保証する金額

ウ　次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ｱ) 規則第 103 条第 3 項第 1 号に該当する県を被保険者とする入札保証保険契約(見積る契約金額の 100 分の 5 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) 国又は地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

※　ウ(ｲ)による免除を希望する場合は、３（３）アに掲げる競争入札参加資格確認申請書提出時に、同種業務の履行実績に関する調書と併せて次の書類を提出すること。

a　同種かつ同規模の契約に該当する契約書及び仕様書の写し

b　a の契約を適正に履行完了したことが確認できる書類の写し

エ　入札保証金等は次の各号の時期に還付します。

(ｱ) 落札者以外の者　落札者決定後

(ｲ) 落札者　契約締結後

（３）契約保証金

ア　契約締結の際に、規則第 115 条 1 項に基づき契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額の契約保証金を納付してください。

イ　契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、（２）イの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ　次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ｱ) 当該契約について保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

(ｲ) 国、地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去 2 年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

エ　契約保証金は、完了検査に合格した後に返還します。

（４）契約書の作成の要否　要

（５）談合について

談合情報があった場合、談合の事実の有無に関わらず、その全てを公表することがあります。

談合情報どおりの改札結果となった場合は、談合の事実の有無に関わらず、契約を締結しない場合があります。この場合、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。